

審議案件に関する概要

令和6年9月20日第1部会提出

届出条項	大規模小売店舗立地法第6条第2項（変更）
届出日	令和6年3月22日
担当部署	空知総合振興局産業振興部商工労働観光課

1. 届出者

氏名又は名称及び代表者の氏名	住 所
DCMニコット株式会社 代表取締役 高橋 英敏	札幌市厚別区厚別中央3条2丁目1番40号
JA三井リース建物株式会社 代表取締役 工藤 真樹	東京都中央区銀座8丁目13番1号
北雄ラッキー株式会社 代表取締役 桐生 字優	札幌市手稲区星置1条2丁目1番1号

2. 届出事項

(1) 店舗名及び所在地	DCMニコット南幌店・ツルハドラッグ南幌店・ラッキー南幌店 空知郡南幌町中央2丁目182-48の内、-49の内	
(2) 小売業者名、代表者名及び住所	DCMニコット株式会社 代表取締役 高橋 英敏 札幌市厚別区厚別中央3条2丁目1番40号 株式会社ツルハ 代表取締役 八幡 政浩 札幌市東区北24条東20丁目1番21号 北雄ラッキー株式会社 代表取締役 桐生 字優 札幌市手稲区星置1条2丁目1番1号	
(3) 変更年月日	令和6年11月23日	
(4) 店舗面積の合計	(変更前) 1,956㎡ (変更後) 2,909㎡	
(5) 施設の配置	駐車場の位置及び 収容台数	(変更前) 80台（変更届出書2-5のとおり） (変更後) 130台（変更届出書2-6のとおり）
	駐輪場の位置及び 収容台数	(変更前) 22台（変更届出書2-5のとおり） (変更後) 58台（変更届出書2-6のとおり）
	荷さばき施設の位 置及び面積	(変更前) 56㎡（変更届出書2-5のとおり） (変更後) 92㎡（変更届出書2-6のとおり）
	廃棄物保管施設の 位置及び容量	(変更前) 19㎡（変更届出書2-5のとおり） (変更後) 33㎡（変更届出書2-6のとおり）

(6) 施設の運営方法	開店時刻及び閉店時刻	変更届出書 1-1 のとおり			
	駐車場の出入口の位置及び数	(変更前) 出入口 4 箇所 (変更届出書 2-5 のとおり) (変更後) 出入口 6 箇所 (変更届出書 2-6 のとおり)			
	荷さばき可能時間帯	午前 6 : 0 0 ~ 午後 1 0 : 0 0			
(7) 変更する理由	店舗面積等が増加するため				
3. 審査事項					
(1) 駐車場整備等への配慮	指針必要駐車台数の整備	必要駐車台数 130台 ≤ 130台			
	従業員駐車場等の整備	13台			
	駐輪場(自動二輪車を含む)の整備	58台			
	来客車両等の入出庫方法	平面自走式、オペレーター無			
	搬入車両等の誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・処理能力 3 台/時に対し 1 台の搬入であり、十分な規模と考えます。 ・各配送業者が集中しないよう時間の配分に配慮します。 ・一括配送などの実施により搬入回数の削減に配慮します。 			
	歩行者の安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場の出入口は、見通しの良い位置に設けドライバーの視距を確保し、歩行者や自転車の安全確保に配慮します。 ・出入口に一旦停止の路面標示及び看板、歩行者に対しての注意を促す注意喚起看板を設置して、歩行者や自転車の安全確保に配慮します。 			
	交通整理員の配置	開店時及び売り出し等で混雑が予想される日に配置し円滑な交通誘導と安全対策に努めます。なお、配置場所については、時間帯、混雑状況に応じて臨機に対応します。			
	除排雪による堆積方法	除排雪業者と契約し、出入口付近の見通しの悪化等、交通安全上の問題が発生しないよう、積雪時には適時排雪し来客駐車台数の確保に努めます。			
(2) 騒音発生への配慮	昼間の等価騒音レベルの予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果	評価
		1	60 dB	37 dB	○
		2	55 dB	36 dB	○
	夜間の等価騒音レベルの予測結果	3	55 dB	43 dB	○
		予測地点	環境基準値	予測結果	評価
		1	50 dB	31 dB	○
		2	45 dB	30 dB	○
3	45 dB	37 dB	○		

	夜間の音源毎騒音レベル最大値の予測結果	予測地点	音源の種類	規制基準値	予測結果	評価
	夜間の音源毎騒音レベル最大値の予測結果	a 1	空調機①	4 0 dB	3 9 dB	○
		a 2	空調機②			
		a 3	空調機③			
		a 4	空調機④			
		a 5	空調機⑤			
		a 6	空調機⑥			
		a 7	空調機⑦			
		a 8	空調機⑧			
		a 9	冷凍機①			
		A10	冷凍機②			
			排気①			
			排気②			
			排気③			
			排気④			
			排気⑤			
		c 1	自動車走行音		3 1 dB	
		c 2	自動車走行音		3 2 dB	
		c 3	自動車走行音		3 5 dB	
	d 1	ドア開閉音	3 3 dB			
	d 2	ドア開閉音				
	d 3	ドア開閉音	3 6 dB			
	騒音問題の一般的対策	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗職員や取引先業者に対して、店舗周辺及び駐車場内走行時の安全確認や低速走行及びアイドリング停止等を行うよう指導します。 ・来客者へアイドリング停止の呼びかけをする看板を駐車場内に設置し、騒音の軽減に配慮します。 ・豪雪時など安全が優先される以外の通常の除排雪作業は夜間（午後10時から午前6時まで）は行いません。 				
	荷さばき作業等の対策	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な搬入を行うことにより搬入台数を減少させ、騒音の軽減に配慮します。 ・搬入業者にアイドリング停止を徹底させます。 				
	付帯設備・施設等の対策	室外機は低騒音型の機種を選び、住居から離れた位置に設置して騒音の軽減に配慮します。				
	青少年等の蝟集等の対策	閉店後については、駐車場出入口をチェーン等で閉鎖し、青少年の蝟集による騒音防止対策を講じます。				

	その他の対応方策	<ul style="list-style-type: none"> 生活環境問題を発生させるおそれがある場合、かかる問題についても適正な対応策を講じていきます。 住民から苦情が発生した場合は、各小売店舗の責任者が迅速に対応を図ります。
(3) 廃棄物等への配慮	指針容量の整備	指針容量 12.969m ³ ≤ 設置容量 33.018m ³
	保管場所の位置、構造等	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物保管施設Aは屋外密閉型で、使用時以外は戸を閉め廃棄物の飛散防止に配慮します。 廃棄物保管施設Bは屋内密閉型で、廃棄物が飛散することはありません。 廃棄物保管施設C①は屋内密閉型で、廃棄物が飛散することはありません。 廃棄物保管施設C②は屋外密閉型で、使用時以外は戸を閉め廃棄物の飛散防止に配慮します。
	運搬・処理対策	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物の分別を徹底し、運搬時の引き取り作業の迅速化を図ります。 法や条例に基づき適切に処理を行うよう契約時に指示します。 設置容量は、指針による容量を充分上回っており不足することはありません。
	減量化、リサイクル等	古紙、ダンボール、発泡スチロール等のリサイクルを徹底します。
	調理臭、悪臭の飛散防止	<ul style="list-style-type: none"> 生ごみ庫には冷房設備を整備して悪臭対策を講じます。 廃棄物は密閉型保管施設で保管し毎日排出します。 厨房排気は住居より離れた位置に設置して調理臭対策を講じます。
(4) 街並みづくり等への配慮	<ul style="list-style-type: none"> 屋外照明や広告塔照明は、その光により地域の住民等に悪影響を与える「光害」を生じることがないように、照明は駐車場敷地内を照らし、明るさは路面付近で10ルクス程度に抑え、営業時間終了後に消灯し周辺への影響に配慮します。 当該店舗が立地する地域において街並みづくりが行われる場合、その取組みを阻害することのないよう調和を図ります。 	
(5) 防災対策への配慮	地方公共団体から災害時の避難場所として、駐車場等敷地の一部使用或いは店舗で扱っている物資の緊急時における提供等の要請があった場合、必要な協力を行います。	

(6) 防犯対策への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・ 閉店後は、建物機械警備の作動及び施錠を徹底して、防犯対策を図ります。 ・ 自治会の防犯活動などへの適切な協力を配慮します。 ・ 所轄警察署との連携を図って店舗責任者が責任を持って緊急時の対応等を行います。 ・ 駐車場内に防犯カメラを設置して事故等の対応及び防犯対策を図ります。
(7) 関係行政機関との協議状況	
公安委員会（警察）	栗山警察署交通課、道警察本部交通規制課において、計画概要を説明し、協議済み。なお、指摘事項については対応済み。
地元市町村	南幌町まちづくり課地域振興グループにおいて、計画概要を説明し、協議済み。なお、指摘事項については対応済み。
道路管理者	南幌町都市整備課からの指摘事項は対応済み。
その他関係機関	
4. 市町村、住民等の意見	
(1) 市町村の意見	意見なし
(2) 住民等の意見	意見なし
5. 道（空知総合振興局連絡調整会議）の意見	
意見を述べる必要がないものとする。	

※法第6条第2項、法附則第5条第1項の届出は、これを準用すること。

答申文

【DCMニコット南幌店・ツルハドラッグ南幌店・ラッキー南幌店】

(答申)

この届出については、意見を述べる必要がないものと認める。

(理由)

この届出について、当審議会は当該大規模小売店舗の周辺の地域における生活環境の保持の観点から調査審議を行った。

届出書及び添付書類（以下「届出書等」という。）では、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第4条の指針に述べられている配慮事項のうち、届出書等に記載された計画においては、対象としたすべての項目で、大規模小売店舗立地法第4条の指針に沿った配慮がなされており、この届出書等に記載された計画の実施が、地域の生活環境の保持に支障はないものと認められる。

南幌町からは、この指針に定められた事項に対し、届出書等に記載された計画内容について特に意見が述べられず、住民等からの意見も提出されていない。

これらを踏まえ、総合的に判断した結果、上記のとおり答申するものである。